主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遠藤省三の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同、四一四条三八六条一項三号、により主文のとおり決定する。

の決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年二月二七日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 長名 | 3 川 | 太一 | - 郎 |
|--------|----|-----|----|-----|
| 裁判官 | 井 | 上 | | 登 |
| 裁判官 | 島 | | | 保 |
| 裁判官 | 河 | 村 | 又 | 介 |